<生活衛生課 資料編>

(1)食品衛生法及び栃木県条例による許可施設数及び監視状況

表1 食品衛生関係営業施設(食品衛生法第52条の許可を要するもの)

衣! 艮品留生舆係呂耒肔設	年度末営		施設数	廃 業	,	见 分			生 丞		
	年度末宮業施設数		新規	施設		営業停止		その他	告 発件 数	監視件数	
飲一般食堂・レストラン等	4,489	349	282	343						723	
X	425	54	257	252						179	
食 店 営 旅 館	91	15	2	5						18	
その他	586	203	501	534						320	
菓子(パンを含む。)製造業	621	79	257	196						177	
乳 処 理 業	5	,,,								29	
特別牛乳さく取処理業											
乳製品製造業	8	2								8	
集乳業	2	1								13	
魚介類販売業	517	61	62	66		2				702	
魚介類せり売り営業	1	1		1						40	
魚肉ねり製品製造業	2										
食品の冷凍または冷蔵業	54	9	2	6						81	
かん詰またはびん詰食品製造業	27	2	5	1						6	
喫 茶 店 営 業	733	87	122	162						106	
あん類製造業	3	1		1						16	
アイスクリーム類製造業	85	7	65	60						49	
乳 類 販 売 業	881	112	64	104						341	
食肉処理業	19	4		3						16	
食肉販売業	553	62	79	83						432	
食肉製品製造業	9	1	2							5	
乳酸菌飲料製造業	4	2								2	
食用油脂製造業	4	1								8	
マーガリン又はショートニング製造業											
みそ製造業	13	2								5	
醤油製造業 ニューニー	1	1								1	
ソース類製造業	15	3								10	
酒 類 製 造 業	8	2								2	
豆腐製造業	13	2		2						9	
納豆製造業	3									2	
めん類製造業	33	2	3	6						13	
そうざい製造業	85	7	2	5						106	
添加物製造業	5									3	
食品の放射線照射業											
清涼飲料水製造業	10	1								11	
水雪製造業	2										
<u> </u>	5	2		1						2	
計	9,312	1,075	1,705	1,831	0	2	0	0	0	3,435	
平成30年度	9,438	928	1,629	1,623	0	1	0	0	0	3,126	
平成29年度	9,432	746	1,619	1,717	0	4	0	0	0	3,108	

表2 栃木県条例の許可を要する食品営業施設(食品衛生法第52条の許可を要しないものの再掲)

	年度末営	許可加	拖設数	廃 施 設	5	见 分	件数		告発	監 視 件 数
	業施設数	継続	新 規	他 数	営業取消	営業取消 営業停止 廃棄命令 その他		その他	告 発件 数	监祝什致
こんにゃく又はところ天製造業	5									3
つけ物製造業	23	2	2	1						7
こうじ及びその加工品製造業	8									1
氷雪採取業										
豆腐販売業	550	68	47	38						591
魚介類行商										
豆腐行商	5	4	1	1						4
計	591	74	50	40	0	0	0	0	0	606
平成30年度	581	71	59	48	0	0	0	0	0	585
平成29年度	570	51	61	67	0	0	0	0	0	669

(2)食品衛生法の許可を要しない施設の施設数及び監視状況

表3 食品衛生関係営業施設(食品衛生法第52条の許可を要しないもの)

_		年度末営	処	分 件 数	女 (年 度	中)	告発件	
		業施設数	営業禁止 命令	営業停止 命令	物品廃棄 命令	その他	数	監視件数
給	学 校	109						38
食	病院·診療所	41						
施	事業所	6						
設	その他	328						24
乳さ	く取業							
食品	品製造業	622						358
野菜	果物販売業	270						395
そう	ざい販売業	327						529
菓子	・(パンを含む。)販売業	471						404
	販売業(上記以外。)	1,176						1,778
	物(法第7条第1項の規定により規定というでは、1)の製造業	3						
添加	物の販売業	288						246
	雪採取業							
器具 販売	・容器包装、おもちゃの製造業又は	360						315
	計	4,001	0	0	0	0	0	4,087
	平成30年度	4,038	0	0	0	0	0	4,457
	平成29年度	4,105	0	0	0	0	0	4,245

(3)食品等の検査及び違反等の状況

①監視・指導の際の収去検査

表4 収去検査実施状況(乳を除く)

衣4 以云快宜美加认	沈(孔で)															
	検 体 数	不検は	良		-		不		理	由	(延					
	1× 14 ××	検は	本 数	大服	易菌 羊	異	物	添加物使用 基 準	法添	定外加物	残留農薬基 準	抗物	菌 性 質	そ	の f	也
魚介類	82															
冷 無加熱摂取冷凍食 品	6															
凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍	12															
食 凍結直前未加熱の 加熱後摂取冷凍食	22		2												*:	1 2
日 品 生食用冷凍鮮魚介 類	0															
魚介類加工品(かん詰・びん詰を除く。)	105															
肉卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	69															
乳製品	33															
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。)	3															
アイスクリーム類・氷菓	19		1													1
穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く。)	52															
野菜類・果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	282		3												* 3	3
菓 子 類	99		2												※ 4	2
清涼飲料水	22															
酒精飲料	6															
氷 雪	0															
水(市場内いけすの水)	37															
かん詰 ・ びん詰食品	16															
その他の食品	5															
添加物及びその製剤	0															
器具及び容器包装	8															
おもちゃ	0															
計	878		8		0		0	0		0	0		0			8

^{※1} 冷凍食品:細菌数超過2件

^{※2} 氷菓:細菌数超過

^{※3} 生食用野菜:細菌数超過3件(衛生規範)

^{※4} 洋生菓子:大腸菌群陽性2件(衛生規範)

表5 乳の収去検査状況

100	表5 孔仍收去恢复认为												
			<u> </u>	乳及び乳製品	の成分類	見格の定	めのあ	る事項	に関する	検査		放射性物質検査	
						不適理由							
			検体数	不適検体数	無脂乳 固形分	乳脂肪	比重	酸度	細菌数		抗生 物質	- 検体数 (再掲)	
	生	乳	359	0									
	牛	乳	22	0								12(全て基準値 未満)	
	低脂	肪牛乳	0	0									
加 工	乳脂肪	5分3%以上	0	0									
判	乳脂肪	5分3%未満	1	0									
	その	他の乳	0	0									
	į	計	382	0								12	

②農畜水産物残留有害物質調査(表4 収去検査実施状況の再掲) 表6

ア 動物用医薬品検査結果(19検体)

	検体名	検体数	項目数	不適検体数
宇都	鶏卵	4	25	0
宮市	鮎	5	28	0
内 産	はちみつ	4	6	0
	輸入牛肉(アメリカ産)	1	30	0
輸入	輸入豚肉(ドイツ産、オランダ産、カナダ産)	3	30	0
	輸入鶏肉(ブラジル産)	2	31	0

イ 残留農薬検査結果(37検体)

1	後留農薬検査結: 検体名	検体数 (不適検体数)	項目数	備考 [検出値(基準)単位ppm]
	アスパラガス	6(0)	304	アゾキシストロピン0.012(2以下)	
	日本なし	6(0)	313	クレソキシムメチル0.023(5以下) クロチアニジン0.011(1以下) クレソキシムメチル0.0063(5以下) クロチアニジン0.020(1以下) クレソキシムメチル0.040(5以下) クロチアニジン0.017(1以下) クレソキシ、メチル0.0069(5以下)	ピラクロストロピン0.0098(0.7以下) ボスカリド0.015(3以下) シラフルオフェン0.0095(1以下)
				クロチアニジン0.019(1以下) クレソキシムメチル0.098(5以下) ピラクロストロビン0.0097(0.7以下) クレソキシムメチル0.11(5以下) クロチアニジン0.010(1以下)	ボスカリド0.026(3以下) ピラクロストロビン0.013(0.7以下) ボスカリド0.026(3以下)
宇都	にら	6(0)	312	クレソキシムメチル0.0091(25以下) クレソキシムメチル0.10(25以下) シペルメトリン0.012(6以下) クレソキシムメチル1.8(25以下) シペルメトリン0.31(6以下)	
宮市内産	いちご	6(0)	314	ルフェヌロン0.0077(1以下) クレソキシムメチル0.012(5以下) ノバルロン0.035(2以下) ルフェヌロン0.038(1以下) ノバルロン0.014(2以下) クレソキシムメチル0.21(5以下) チアクロプリド0.018(3以下) クレソキシムメチル0.0069(5以下)	
	トマト	6(0)	315	ピラクロストロビン0.057(0.5以下) ボスカリド0.16(5以下) ボスカリド0.015(5以下) クロチアニジン0.062(3以下) ノバルロン0.024(2以下) ボスカリド0.051(5以下)	
	オレンジ (アメリカ産)	1(0)	312	イマザリル0.84(5以下) チアベンダゾール0.47(10以下)	
	レモン (アメリカ産)	1(0)	312	チアベンダゾール0.21(10以下) フルジオキソニル0.41(10以下)	
輸入	グレープフルーツ (アメリカ産)	2(0)	312	イマザリル0.29(5以下) クロルピリホス0.0061(1以下) イマザリル0.45(5以下) チアベンダゾール0.30(10以下)	チアベンダゾール0.53(10以下) ピラクロストロビン0.016(2以下)
	白ねぎ (中国産)	1(0)	309	クロチアニジン0.035(1以下)	
	玉ねぎ(中国産)	1(0)	309		
	にんにく(中国産)	1(0)	309		

ウ 魚介類中の総水銀及び有機スズ化合物の検査結果(20検体)

ウ 魚介類中の総水銀	艮及び有機ス ス	ズ化合物の検		<u>z</u>)	(単位:ppm)
検体名	総水銀 検出値	ジブチルス ズ(DBT)	トリブチルス ズ(TBTO)	トリフェニルス ズ(TPT)	漁獲海域
小鯛	0.080	N.D.	N.D.	N.D.	山形県(庄内浜)
ウマズラハギ	0.022	N.D.	N.D.	N.D.	山形県(庄内浜)
カツオ	0.19	N.D.	N.D.	N.D.	宮城県(三陸沖)
甘鯛	0.43 ^[1]	N.D.	N.D.	N.D.	山形県(庄内浜)
ゴマサバ	0.22	N.D.	N.D.	N.D.	宮城県(三陸沖)
目光	0.044	N.D.	N.D.	N.D.	愛知県(原町港町)
たら	0.045	N.D.	N.D.	N.D.	青森県(下北半島)
サワラ	0.032	N.D.	N.D.	N.D.	岩手県(南三陸沖)
キジハタ	0.064	N.D.	N.D.	N.D.	青森県(下北半島)
トビ魚	0.047	N.D.	N.D.	N.D.	岩手県(宮古)
甘鯛	0.20	N.D.	N.D.	N.D.	長崎県(長崎港)
小鯛	0.038	N.D.	N.D.	N.D.	山口県(仙崎)
あじ	0.060	N.D.	N.D.	N.D.	愛媛県(宇和島)
太刀魚	0.045	N.D.	N.D.	N.D.	神奈川県(小田原)
ヤリイカ	0.028	N.D.	N.D.	N.D.	茨城県(日立港)
マコガレイ	0.050	N.D.	N.D.	N.D.	青森県(八戸)
イワシ	0.019	N.D.	N.D.	N.D.	千葉県(銚子港)
真サバ	0.16	N.D.	N.D.	N.D.	福島県(小名浜)
スズキ	0.088	N.D.	N.D.	N.D.	千葉県(銚子港)
にしん	0.057	N.D.	N.D.	N.D.	北海道(厚岸)

※魚介類の水銀の暫定的規制値は総水銀の0.4ppmを越えた場合にメチル水銀を測定する。

[1]メチル水銀:0.35ppm

※N.D.:検出せず

③遺伝子組換え食品の検査 (表4 収去検査実施状況の再掲)

表7

食品の種類	検体数	不適検体数	原産国
とうもろこし(コーンフラワー)	2	0	アメリカ

④アレルギー物質の検査 (表4 収去検査実施状況の再掲)

表8

ア 特定原材料(そば)

食品の種類	検体数	不適検体数
めん(生めん, ゆでめん, ギョウザの皮)	20	0

イ 特定原材料(乳)

食品の種類	検体数	不適検体数
煮込み料理の素	1	0
そうざいの素	2	0
グラスドビアン	1	0
まぜごはんのもと	2	0
ソース	1	0
ポテトチップス	4	0
スナック菓子	3	0
シロップ	3	0
清涼飲料水	3	0
30%もも果汁飲料	1	0
計	21	0

⑤ノロウイルスの検査 (表4 収去検査実施状況の再掲)

表9

食品の種類	検体数	不適検体数
生食用かき	9	0

[※]原産国が記入されていない食品は、全て国産

⑥放射性物質検査(表4 収去検査実施状況の再掲)

表10

食品の種類	検体数	不適検体数
牛乳	12	0
野菜	48	0
海水魚	23	0
計	83	0

【基準値】放射性セシウム: 牛乳 50Bq/kg, 一般食品 100Bq/kg